

令和2年司法試験 商法

第1 設問1

1 令和2年4月10日に、P、Qはそれぞれ1億円を払い込んでおり、新株発行の効果は現時点で既に生じている。そこで、Bは、新株発行無効の訴え（828条1項2号）を提起することが考えられる。

（1）甲社は、非公開会社（2条5号参照）であるため、「株式の効力が生じた日から1年以内」に訴えを提起する必要がある（828条1項2号カッコ書き）。現時点では、払い込みが行われた令和2年4月10日から1年経過しておらず、「株式の効力が生じた日から1年以内」に訴えを提起している。

（2）Bは、甲社の「株主」である（828条2項2号）。

（3）よって、訴訟要件は満たす。

2 Bは、本案にて、①株主総会で、本件優先株式の評価額が1株あたり4万円であるにもかかわらず、1株あたり2万円であると説明されたこと、②招集通知に記載がない事項について株主総会で決議したことについて、株主総会には瑕疵があると主張することが考えられる。

（1）①の主張について

ア. 募集株式の発行は、199条1項各号に掲げる事項を株主総会の決議にて定める必要がある（199条2項）。そして、甲社のような非公開会社では、その決議を「取締役会」に委ねることはできない（201条1項参照）。そして、払込金額が「特に有利な金額」である場合には、この株主総会において、「取締役」は「必要とする理由」を説明しなければならない（199条3項）。

「特に有利な金額」とは、公正な価格より著しく低い価格を指す。

本件では、評価額が1株あたり4万円であるところ、1株あたり2万円で発行している。これは、適正額から半分となる50%もディスカウントしているため、公正な価格より著しく低い価格といえる。よって、「特に有利な金額」に該当する。

イ. では、「取締役」Cは、「必要な理由」を説明したといえるか。

199条3項の趣旨は、株主が納得できるだけの判断資料を提供させる点にある。この趣旨からすれば、「必要な理由」とは、株主が判断するために要する客観的な情報を指す。

本件で、Bは、Cから2億円の資金調達が必要であることを伝えられており、資金が必要である背景については認識できている。しかし、Bは、1株あたりの適正評価額が2万円と虚偽の説明をCからされている。Bは、P、Qへ割引率が一切なく新株が発行されると認識しており、判断の基礎となる情報を誤認している。よって、株主が判断するために要する客観的な情報が与えられておらず、「必要な理由」が説明されたとはいえない。

ウ. したがって、199条3項に反し、「株主総会」の「決議」の「方法」が「法令」に「違反」とするといえ、株主総会決議取消しの訴えの対象となる（831条1項1号）。有

利発行の際、「必要な理由」が説明されなければ株主は適切な情報が与えられないまま判断することになるため、その違反は「重大」（８３１条２項）といえる。よって、裁量棄却の対象ともならない。

(2) ②の主張について

ア. 株主総会の招集にあたっては、「株主総会の目的である事項があるときは当該事項」を定める必要がある（２９８条１項２号）。そして、「当該事項」を定めた場合、当該事項以外の事項については決議をすることができない（３０９条５項）。

本件で、本件議案１、２については「株主総会の目的である事項」とされていない。それにもかかわらず、本件議案１、２について株主総会で決議されており、当該事項以外の事項について決議をしている。

イ. したがって、３０９条５項に反し、「株主総会」の「決議」の「方法」が「法令」に「違反」するといえ、株主総会決議取消しの訴えの対象となる（８３１条１項１号）。招集通知に記載されていない事項について決議がなされれば、決議に参加している株主は事前に予期していない事項について判断をすることを余儀なくされる。また、決議に参加していない株主は、決議に参加するかしないかの判断の機会を奪われることになる。そのため、違反は「重大」（８３１条２項）といえ、裁量棄却の対象とはならない。

(3) 以上より、①②ともに、Bの主張は認められる。

3 Bは、P、Qへの新株発行は、株主総会決議を欠いており、無効事由にあたると主張することが考えられる。

(1) 無効事由について、法は明文で規定していない。ここで、無効事由に該当すると、これまでに生じた法律関係がなかったこととなり取引の安全を害することとなる。そこで、無効事由は、重大な法令違反を指す。

(2) たしかに、株主総会決議の瑕疵は内部的要件を欠いているにとどまり、P、Qは内部的要件の瑕疵を認識しえない以上、取引の安全を優先し、重大な法令違反には該当しないとも思える。しかし、甲社のような非公開会社では、公開会社と異なり持株比率が重視されている。加えて、Bは、Cから虚偽の説明をなされており、１９９条３項に違反することをそもそも認識し得ず、有利発行にもかかわらず「必要な理由」が説明されていないことを理由に、差止請求権（２１０条）を行使することも不可能であったといえる。また、３０９条５項違反についても、法の素人であるBがその違反に気づくことは困難であって、差止請求権を行使することは事実上不可能であったといえる。以上より、持株比率が重視されていること、事前に差止請求権を行使することが期待できなかったことを踏まえると、重大な法令違反といえる。よって、無効事由に該当し、Bの主張は認められる。

第2 設問2

1 小問(1)

(1) Pは、本件優先株主を５０００株保有している。しかし、本件株式併合が行われれば、２５００株に保有数が減少する。そのため、２５０万円が優先して配当されないという不

利益が生じ、又は生じるおそれがある。

(2) 加えて、本件優先株式が半分にまで減少する。そのため、持株比率が下がり、会社内での影響力が下がるという不利益が生じ、又は生じるおそれがある。

2 小問(2)

(再現不可)

以上

令和2年司法試験 民事系第2問 再現答案

第1、設問1

1、Bが提起すべき訴え

Bは令和2年5月14日の時点で、本件決議1および本件決議2の決議取消しの訴え（会社法（以下略）831条1項）、本件株式発行の無効確認の訴え（828条1項2号）を提起すべきである。

2、本件決議2の取消しの訴えについて

（1）本件議案2は新株発行にかかる議案である。株式を発行するときは、株主総会の特別決議をしなければならない（199条2項、309条2項5号）。本件決議2は有効であるといえるか。

（2）取締役は株主総会を招集するとき、「株主総会の目的である事項」があるときはその事項を定め（298条1項2号）、株主に招集通知を発しなければならない（299条1項）。

本件定時総会においては「株主総会の目的である事項」として本件議案1と本件議案2がある。しかし、本件招集通知には本件議案1と本件議案2のいずれもが記載されていない。そのため、株主総会の「招集の手続…が法令…に違反」するため、決議の取消事由（831条1項1号）がある。

（3）本件株式発行において、本件優先株式の1株あたりの払込金額は2万円とされている。しかし、中立的な専門機関が合理的な方法により算出した評価額は1株あたり4万円である。これは公正な価額に比して著しく低い金額であり「特に有利な金額」であるといえる。そのため、株主総会において、取締役はその額で発行する理由を説明しなければならない（199条3項）。

本件で取締役Cは2万円という額について、中立的な専門機関が合理的な方法によって算定した評価額に相当すると説明している。そのため、199条3項の説明義務は果たしているように見える。しかし、2万円という額はBが反対することおそれてAが設定した額であり、実際の評価額とは異なる。このように評価額が虚偽であるにもかかわらず、199条3項の説明義務を果たしたといえるか。

199条3項の趣旨は、有利発行にあたる場合は新株の引受人は少ない負担で株主になれる一方、既存の株主は持株比率の低下などの不利益を受けることから、取締役に説明義務を課し、株主総会において適切に議決権行使できるようにすることにある。そのため、説明義務を果たしたというためには、有利発行について株主が議決権行使をするために必要な事項を正確に説明することを要する。

本件で2万円という額は虚偽であり、真実の適正な評価額は4万円である。そのため、有利発行について株主が議決権行使をするために必要な事項を正確に説明したとは言えない。

よって、199条3項の説明義務を果たしていない。

したがって、本件決議2は「…決議の方法が法令…に違反」(831条1項1号)しているため、決議取消し事由がある。

(4) 以上のとおり本件決議2には取消事由がある。そして、本件決議2は令和2年3月25日に成立しているが、令和2年5月14日時点では決議の日から3か月以内であるため出訴期間を徒過していない(831条1項柱書)。Bは甲社を被告として(834条17号)、甲社の本店所在地を管轄する地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる(835条1項)。

(5) 上記の取消事由となる瑕疵は、「違反する事実が重大でない」とはいえず、また「決議に影響を及ぼさない」ともいえないため、裁量棄却(831条2項)もできない。

(6) したがって、本件決議2は取り消されるべきものであるから、Bは本件決議2の取消しの訴えを提起する。

3、本件決議1の取消しの訴えについて

(1) 本件議案1は定款変更を内容とするものである。定款変更をするためには、株主総会の特別決議を要する(466条、309条2項11号)。本件決議1は有効になされたものといえるか。

(2) 本件議案1も「株主総会の目的である事項」であるにもかかわらず、招集通知に記載されていない。そのため、株主総会の「招集の手続…が法令…に違反」するため、決議の取消事由がある。

(3) この取消事由について裁量棄却はできない。

(4) したがって、本件決議1は取り消されるべきものであるから、Bは本件決議1の取消しの訴えを提起する。

4、本件株式発行の無効確認の訴え

(1) 上記のようにBは本件決議1および2の取消しの訴えを提起するとともに、本件株式発行無効確認の訴えを提起する。

新株発行無効確認の訴えにおいて、どのような事実が無効事由になるか明文の規定はない。しかし、広く無効事由を認めると、発行された株式について生じた法律関係をすべて無効とすることになり法的安定性を害する。そのため、重大な違法事由のみが無効事由になるものと考ええる。

(2) 新株発行には株主総会の特別決議を要する。しかし、上記のとおり、本件決議2は取り消されるものである。株主総会の特別決議を欠くことは無効事由となるか。

株主総会の特別決議を欠いても、それは内部的意思決定を欠くだけであって、外部的には代表取締役による新株の発行である。そのため、新株に関する法的安定性を重視するべきである。よって、特別決議を欠くことは重大な違法とは言えないのが原則である。しかし、公開会社(2条5号)でない会社においては、法的安定性よりも、誰が会社の株主であるかということが重大な関心事であるといえる。とすれば、内部的意思決定である特別決議を欠くことは、法的安定性よりも重視されるべきものである。よって、公開会社でない会社におい

て、株主総会の特別決議を欠くことは重大な違法として無効事由になるものとする。

甲社は公開会社でない会社である。そして、本件新株発行についての特別決議である本件決議2は取り消されるべきものである。とすれば、本件新株発行は、公開会社でない会社において、特別決議なくなされたものであり、重大な違法にあたる。

よって、本件新株発行には無効事由がある。

(3) 本件決議1は取り消されるべきものである。そのため、甲社は1種類の株式しか発行できないのに、定款変更をすることなく種類株式を発行したことになる(108条)。これは重大な違法といえる。

よって、本件新株発行には無効事由がある。

(4) 本件新株発行は令和2年4月10日に効力が生じている。公開会社でない甲社においては、1年以内に無効確認の訴えをしなければならない(828条1項2号)。現在は令和2年5月14日なので上記期間を徒過していない。Bは甲社の「株主」である(828条2項2号)。

(5) したがって、Bは本件新株発行の無効確認の訴えを提起することができる。

第2、設問2

1、小問(1)について

(1) 本件株式併合によって、Pには甲社における持株比率の低下という不利益が生じる。株式併合(180条1項)をすれば、併合の割合にしたがって株式の数変動する。

本件株式併合では、本件優先株式についてのみ2株につき1株の割合で併合することとなっている。そのため、本件優先株式を有するPは持株比率が2分の1になるのに対して、本件優先株式以外の株主は持株比率が増加する。

よって、Pには本件株式併合により持株比率が低下するという不利益が生じる。

(2) 本件株式併合によって、Pには得られる配当額が少なくなるという不利益が生じる。

甲社の定款では、本件優先株式の株主に対して優先して1株1000円を配当することになっている。また、本件優先株式について配当優先額を配当したあと、さらに分配可能額があるときは、株式数に応じて本件普通株式の株主とともに配当を受けることができる。しかし、本件株式併合により、Pの有する本件優先株式の数は2分の1となる。上記のような配当の方法であるから、Pは得られる配当の額が少なくなる。

よって、Pには、本件株式併合により、得られる配当の額が少なくなるという不利益が生じる。

2、小問(2)について

(1) Pは、本件株式併合の差止めの訴え(182条の3)と、保全命令の申立て(民事保全法13条1項)をする。

(2) まず、本件株式併合は「法令…に違反する場合」であるか。

株式併合をするには株主総会の特別決議を要する(180条2項、309条2項4号)。本件では、本件決議3がある。しかし、本件決議3では、本件株式併合により利益を受けるAB

が議決権行使をして、本件議案3は可決されている。そのため、「特別の利害関係を有する者」が議決権を行使し「著しく不当な決議がされた」として、本件議決3は取り消されるべきものではないか（831条1項3号）。そうである場合、本件株式併合は株主総会の特別決議なくなされることになるため「法令…に違反する場合」にあたる。

「特別の利害関係を有する者」とは、当該決議が成立することにより、他の株主と共通しない利益を得る若しくは義務を免れる者をいう。

本件決議3により、A Bは持株比率が上昇し、配当の額が増加する。しかし、これはPなど他の株主とは共通しない利益である。そのため、A Bは「特別の利害関係を有する者」である。そして、A Bの議決権行使により、本件優先株主についてのみ不利な結果が生じる本件決議3が成立している。そのため、「著しく不当な決議がされた」といえる。

よって、本件決議3は取り消されるべきものである。そのため、本件株式併合は株主総会の決議なくなされるため、「法令…に違反する場合」にあたる。

（3）「株主」であるPは、本件株式併合により、上記のと通りの「不利益を受けるおそれ」がある。

（4）したがって、Pは、本件株式併合の差止めの訴えと、保全命令の申立てをする。

以上

【再現答案】

民事系科目第2問

〔設問1〕

第1 Bは、本件株式発行無効の訴え（会社法828条1項3号かつこ書）を株式会社に対して提起して（同2項3号）、その中で、後述する本件決議1および2の取消事由（831条1項1号）をすることが考えられ、それは以下のように正当である。

1 甲は非公開会社（2条5号参照）であり、株式発行無効訴訟には1年の出訴期間があるが（828条1項3号かつこ書）、本件では、新株発行の効力が生じた令和2年4月10日から同年5月14日までに1年は経過していない。

2 株式発行の効力が生じた後は、株式発行の承認決議の取消訴訟は上述の株式発行の無効の訴えに吸収されるが、取消事由の主張にあたり、831条1項柱書きの出訴期間の法律関係の早期確定の趣旨は没却すべきでない。本件では、同年3月25日の株主総会から、同年5月14日までに「三箇月」は経過していない。

3 無効事由は明定されていないが、厳格な出訴期間（828条1項）により法的安定が要請されていることとの平仄から、重大な違法のみが無効事由となる。本件では、新株発行について後述のように適法に株主総会の承認がなされていないから、重大な違法があり、無効事由がある。

第2 Bは、取消事由の法令違反（831条1項1号）として、本件決議1（2条13号、108条1項柱書き、同項1号、同2項1号、466条、309条2項11号）および本件決議2（199条2項、309条2項5号）について、以下のような瑕疵を主張すべきであり、これらは正当である。

1 本件決議1については、取締役取締役会設置会社である甲においては、株主の出席と準備の機会確保のために株主総会招集通知に議題を記載する必要がある（299条4項、298条1項2号）、記載された議題以外は決議できない（309条5項）。しかし、本件では、記載されていない本件議案1に対する本件決議1がなされており、法令違反がある。

2 本件決議2については、本件優先株式の中立な専門家の評価が1株4万円であるから、これが公正な価額と考えられる。それにもかかわらず半額の1万円で発行されているため、公正な価額よりも特に低い金額である「特に有利な金額」（199条3項）として、その金額とすることの合理的な説明が求められる。しかし、本件では、2万円が中立な専門家の評価額であるとの虚偽の説明がなされており、この点に法令違反がある。

3 上記の法令違反について、裁量棄却（831条2項）はない。なぜなら、上記の瑕疵は、株主の判断の機会確保の点から、「違反する事実が重大」である。「決議に影響を及ぼさない」ものでもない。

〔設問2〕

小問（1）

1 非公開会社においては、市場価格がないため、純資産を発行済み株式総数で割り付ける方法によって、考えることが相当である。そうすると、2株につき1株の割合で株式併合（180条）がされると、Pの株式の経済的価値が半分になる不利益が生じる。

2 また、甲の定款④の議決権（105条1項3号、308条1項）の比率が半分になるため、会社への支配権が弱まる不利益がある。

なお、Pの5000株が2500株になるだけであるから、端数処理（235条）によるキャッシュアウトの不利益はない。

3 剰余金配当（453条）は、株式数を基礎になされる（454条3項、109条1項）。甲の定款①ないし③の定めからも、将来の剰余金配当額について、株式併合によって半減する不利益が生じるおそれがある。

小問（2）

第1 Pは、株式併合の差止請求（182条の3）および仮処分の申立て（民事保全法23条2項）の手段をとるべきである。

第2 この手段は、以下のように、認められる。

1 「株主が不利益をうけるおそれ」（会社182条の3）としては、前述の小問（1）の点によって充足される。

2 「株式の併合が法令...に違反する場合」も、以下のように充たす。

少数株主保護の見地から、多数派が少数株主に不利益な株式併合をする場合には、正当な理由が必要であると解される。これがないときには、株式併合の承認決議（180条2項、309条2項4号）には著しい不公正（831条1項3号）があることになり、公正な承認決議がない以上は、株式併合には法令違反があることになる。

本件では、甲に資金繰りが苦しい中で本件優先株式について剰余金配当が重荷になってきたというだけで、資金繰りを改善する他の施策も講じないまま株式併合をしようとしているから、正当な理由は認められない。

よって、本件株式併合には、法令違反がある。

以上